

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寒川町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政令で定める者に対し、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。</li> <li>・定期の予防接種を適正に接種したか接種状況を確認し、適正に接種された予防接種については予防接種台帳に記録する。</li> <li>・健康被害の救済措置に関する給付の支給の請求の受理、審査を行う。また、給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、審査を行う。</li> <li>・予防接種を受けた場合は、実費の徴収を行う。ただし、全額公費助成する場合は徴収は行わない。実費を徴収する場合、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</li> </ul> <p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。</li> <li>・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。</li> <li>・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。</li> <li>・必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助を行う。</li> <li>・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。</li> <li>・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて訪問指導及び保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。</li> <li>・低体重児の届出の受理を行う。</li> <li>・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。</li> <li>・出産後一年を経過しない女子及び乳児に対し、産後ケア事業を行う。</li> </ul> <p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。</li> <li>・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収、記録の管理等を行う。実費を徴収するにあたり、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</li> </ul> <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。</li> </ul> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施に関する事務</li> <li>②健康被害救済の給付の支給に関する事務</li> <li>③予防接種実費の徴収に関する事務</li> <li>④統計処理・報告データ資料作成</li> </ol> <p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤保健指導</li> <li>⑥新生児の訪問指導</li> <li>⑦健康診査</li> <li>⑧妊娠の届出</li> <li>⑨母子健康手帳の交付</li> <li>⑩低体重児の届出</li> <li>⑪未熟児の訪問指導</li> <li>⑫母子健康包括支援センター事業</li> </ol> <p>■健康増進法に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑬健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握</li> <li>⑭生活習慣相談等その他健康増進事業</li> </ol> <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>⑮予防接種対象者の選定</li> <li>⑯予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)</li> <li>⑰照会申請による予防接種履歴の照会</li> <li>⑱交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等</li> <li>⑲定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</li> </ol>

<p>③システムの名称</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)</li> <li>・統合宛名管理システム</li> </ul>
<p><b>2. 特定個人情報ファイル名</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種ファイル</li> <li>・母子保健ファイル</li> <li>・健康診査ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> </ul>	
<p><b>3. 個人番号の利用</b></p>	
<p>法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲)        &lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt;        上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「予防接種法」が含まれる項(14の項)        上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「母子保健法」が含まれる項(70の項)        上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「健康増進法」が含まれる項(111の項)        上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(126の項)</li> <li>・第19条第6号(委託先への提供)</li> <li>・第19条第16号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)        第10条、第40条、第54条及び第67条の2</li> <li>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例        第4条</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞  第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153及び154の項)  第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(42、48、71、80、95、112及び125の項)  第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項(139の項)  第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(25、153及び154の項)</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞  第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27及び28項)  第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(95、95の2及び96の項)  第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法」が含まれる項(130の項)  第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(153の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課／子育て支援課
②所属長の役職名	健康づくり課長／子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業 [    ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------------------	---

判断の根拠	<p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①特定個人情報の入手に関する対策・・・健康管理システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／宛名番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</p> <p>②必要な情報以外を入手することを防止する対策・・・健康管理システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。／複数人によるチェックを実施している。</p> <p>③不正な使用を防止する対策・・・健康管理システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。／住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。／庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</p> <p>④特定個人情報の使用に関する対策・・・健康管理システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。／庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。／アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</p> <p>⑤ユーザ認証の管理・・・健康管理システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。／不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。／共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</p> <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</li> <li>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御している。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</li> </ul> <p>②移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。</li> <li>・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</li> <li>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</li> </ul> <p>③テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。</li> </ul> <p>④相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。</li> </ul>
-------	---

## 9. 監査

実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
-------	---

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8 ] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 [ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
--------------	--

判断の根拠	<p>■寒川町における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置・・・施錠できるキャビネットに保管／のぞき見防止の配置</li> <li>②技術的安全管理措置・・・健康管理システムへのアクセス時における二要素認証／ウイルス対策ソフトウェアの導入／外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</li> <li>③移行作業時に関する措置・・・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ol> <p>■中間サーバ・プラットフォーム(以下「中間SVPF」という。)における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置・・・中間SVPFは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)に登録されたクラウドサービス事業者(以下「CSP」という。)が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はCSPが実施する。なお、CSPは、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。</li> <li>②技術的安全管理措置・・・中間SVPFではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。／中間SVPFでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／中間SVPFは、CSPが保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。／中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間SVPFの事業者及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。／中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。／中間SVPFの移行の際は、中間SVPFの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ol> <p>■ガバメントクラウド(以下「ガバクラ」という。)における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置・・・ガバクラについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、CSPが保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。／事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> <li>②技術的安全管理措置・・・国及びCSPは利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。／地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下「運用管理補助者」という。))は、ガバクラが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。／CSPは、ガバクラに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。／CSPは、ガバクラに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／地方公共団体が委託したASP又は運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／ガバクラの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体やASP又は運用管理補助者の運用保守地点からガバクラへの接続については、閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体が管理する業務データは、国及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56-2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項(17の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2の項</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 17の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項</p>	事後	
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	第13条、19条、30条、39及び40条	第12条の2、第13条、第19条、第30条、第39条及び40条	事後	
平成28年12月28日	I-5②所属長	健康・スポーツ課長 小泉 玲子	健康・スポーツ課長 亀井 正人	事後	
平成30年4月17日	I-5①部署追加	健康・スポーツ課	健康・スポーツ課／子育て支援課	事後	
平成30年4月17日	I-5②所属長追加	健康・スポーツ課長 亀井 正人	健康・スポーツ課長 亀井 正人／子育て支援課長 宮崎 彰夫	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I-1②事務の概要	<p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <p>・住民の健康の増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。</p> <p>・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、健診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収等を行う。</p>	<p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <p>・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。</p> <p>・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各検診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収等を行う。実費を徴収するにあたり、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</p>	事後	
平成31年1月31日	I-4②法令上の根拠	—	<p>(別表第二における情報照会の根拠に以下の記載を追加)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 16の2の項</p>	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-4②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第13条、第19条、第30条、第39条及び40条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、3、第13条の2、第30条</p>	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	健康・スポーツ課長 亀井 正人／子育て支援課長 宮崎 彰夫	健康・スポーツ課長／子育て支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	I-②事務の概要	<p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。</li> <li>・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。</li> <li>・低体重児の届出の受理を行う。</li> </ul> <p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤保健指導</li> <li>⑥新生児の訪問指導</li> <li>⑦健康診査</li> <li>⑧妊娠の届出</li> <li>⑨母子健康手帳の交付</li> <li>⑩低体重児の届出</li> <li>⑪未熟児の訪問指導</li> </ul> <p>■健康増進法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握</li> <li>⑬生活習慣相談等その他健康増進事業</li> </ul>	<p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて訪問指導及び保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。</li> <li>・低体重児の届出の受理を行う。</li> <li>・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。</li> </ul> <p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤保健指導</li> <li>⑥新生児の訪問指導</li> <li>⑦健康診査</li> <li>⑧妊娠の届出</li> <li>⑨母子健康手帳の交付</li> <li>⑩低体重児の届出</li> <li>⑪未熟児の訪問指導</li> <li>⑫母子健康包括支援センター事業</li> </ul> <p>■健康増進法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑬健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握</li> <li>⑭生活習慣相談等その他健康増進事業</li> </ul>	事前	県へ 令和元年12月18日まで

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	I 4-②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 (別表第二における情報照会の根拠) 略</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、3、第13条の2、第30条</p>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項 略 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項 略</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、3、第13条の2、第30条、第38条の3</p>	事前	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月10日	I 1 ②事務の概要	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略</p> <p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務 略</p> <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 略</p> <p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 ①予防接種の実施に関する事務 略</p> <p>⑭生活習慣相談等その他健康増進事業</p>	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略</p> <p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務 略</p> <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 ・新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。</p> <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 略</p> <p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 ①予防接種の実施に関する事務 略</p> <p>⑭生活習慣相談等その他健康増進事業</p> <p>■新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 ⑮予防接種対象者の選定 ⑯予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ⑰照会申請による予防接種履歴の照会 ⑱交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑲定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月10日	I 3法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の10、49及び76</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条及び第54条</p>	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の10、49、76及び93の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p>	事前	
令和2年12月10日	I 4②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 (別表第二における情報照会の根拠) 略</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、3、第13条の2、第30条、第38条の3</p>	<p>・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 略 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 略 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第59条の2</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	I-1②事務の概要	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 略</p> <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法 略</p>	<p>■予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事務 略</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく事務 略</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 略</p> <p>寒川町は、予防接種法、母子保健法、健康増進法、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法 略</p>	事後	
令和3年5月10日	I-1③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年5月10日	I-3法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項 別表第一の10、49、76及び93の2の項 略</p>	<p>・番号法 第9条第1項 第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第5号(委託先への提供) 別表第一の10、49、76及び93の2の項 略</p>	事後	
令和3年5月10日	I-5①部署	健康・スポーツ課／子育て支援課	健康づくり課／子育て支援課	事後	
令和3年5月10日	I-5②所属長の役職名	健康・スポーツ課長／子育て支援課長	健康づくり課長／子育て支援課長	事後	
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月3日	I-1②事務の概要	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> </ul>	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>第19条第15号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>第19条第5号(委託先への提供)</li> <li>別表第一の10、49、76及び93の2の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>第19条第16号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>第19条第6号(委託先への提供)</li> <li>別表第一の10、49、76及び93の2の項</li> </ul>	事前	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</li> <li>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</li> <li>16の2の項、16の3の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</li> <li>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</li> <li>16の2の項、16の4の項</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-1②事務の概要	<p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。</li> <li>・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収等を行う。実費を徴収するにあたり、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</li> </ul>	<p>■健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の健康の増進を図るため、健康教育、健康相談、訪問指導の各事業を実施し、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する住民からの相談に応じ、必要な栄養指導その他の保健指導を行う。</li> <li>・歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、特定健康診査の対象外の者に対する健康診査、がん検診(胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、大腸がん)の各健診に係る対象者の確認、検診実施のための受診票等の準備、検診の受付、実費の徴収、記録の管理等を行う。実費を徴収するにあたり、経済的理由により、その費用を負担することができない者であるか審査を行う。</li> </ul>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I -4②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ～中略～ 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ～中略～ 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第59条の2</p>	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ～中略～ 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ～中略～ 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第50条、第59条の2</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1②事務の概要	<p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。</li> <li>・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。</li> <li>・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。</li> <li>・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。</li> <li>・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて訪問指導及び保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。</li> <li>・低体重児の届出の受理を行う。</li> <li>・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。</li> </ul>	<p>■母子保健法(昭和48年8月18日法律第141号)に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠、出産又は育児に関し必要な保健指導を行う。また、保健指導を受けることを勧奨する。</li> <li>・未熟児又は、育児上必要があると認めるときは、新生児の保護者を訪問し、必要な指導を行う。</li> <li>・1歳6か月から2歳、3歳から4歳の幼児に対し健康診査を行う。必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、健康診査の実施及び受診の勧奨を行う。また、健康状態や相談内容から保健指導を行う。</li> <li>・必要に応じ、妊産婦、乳児、幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助を行う。</li> <li>・妊娠届出の受理及び、母子健康手帳の交付を行う。</li> <li>・妊産婦の健康診査の受診状況を把握し、健康状態に応じて訪問指導及び保健指導の実施、診療を受けることを勧奨する。</li> <li>・低体重児の届出の受理を行う。</li> <li>・母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。</li> <li>・出産後一年を経過しない女子及び乳児に対し、産後ケア事業を行う。</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	<p>健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)</li> <li>・統合宛名管理システム</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	<p>予防接種ファイル 母子保健ファイル 健康診査ファイル</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種ファイル</li> <li>・母子保健ファイル</li> <li>・健康診査ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<p>・番号法 第9条第1項 第19条第16号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供) 別表第一の10、49、76及び93の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p>	<p>・番号法第9条(利用範囲) &lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt; &gt; 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「予防接種法」が含まれる項(14の項) 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「母子保健法」が含まれる項(70の項) 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「健康増進法」が含まれる項(111の項) 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(126の項)</p> <p>・第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>・第19条第16号(新型コロナワクチンウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条及び第67条の2</p> <p>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の2の項、16の3の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 56の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 16の2の項 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。」が含まれる項 17の項</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表  &lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt; 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153及び154の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(42、48、71、80、95、112及び125の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項(139の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(25、153及び154の項)  &lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt; 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27及び28項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる項(95、95の2及び96の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法」が含まれる項(130の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(153の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 18の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 19の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 69の2の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 102の2の項</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第30条、第38条の3、第50条、</p>		事後	
令和7年9月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	